

## 北区地域医療会議設置要綱

4北康推第6464号

令和4年9月8日区長決裁

4北康推第6601号

令和4年10月25日区長決裁

## (設置目的)

第1条 「東京都地域医療構想」の推進のため、地域の実情をきめ細かく把握し、地域の在宅医療体制、病床機能の維持・確保、災害時医療体制の充実等、将来必要とされる医療提供体制の確保について検討するため、北区地域医療会議（以下「地域医療会議」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 地域医療会議は、設置目的を達成するため、次に掲げる事項の検討を所掌する。

- (1) 身近な地域で完結すべき医療
- (2) 在宅医療提供体制の整備
- (3) 病床機能の維持・確保
- (4) 前三号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

2 地域医療会議は、前項各号に掲げるもののほか、区長から諮問された事項について答申することを所掌することができる。

## (構成)

第3条 地域医療会議は、区長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織し、委員の構成は、別表のとおりとする。

## (座長及び副座長)

第4条 地域医療会議に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の中から互選により定め、副座長は座長が指名する。
- 3 座長は、地域医療会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

- 2 任期中に委員が交代した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第6条 地域医療会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 地域医療会議は委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 4 地域医療会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは座長の決するところによる。
- 5 地域医療会議は、公開とする。ただし、座長又は出席委員からの発議により出席委員全員が一致する場合には、非公開とすることができる。

(部会)

- 第7条 地域医療会議は、第2条第1項各号に掲げる事項について詳細に検討をするため、必要に応じて、部会を設置することができる。
- 2 部会の設置及び検討事項は、座長が地域医療会議に諮って定める。
  - 3 部会は、座長が指名する者(以下「部会委員」という。)で構成する。
  - 4 部会委員の任期は、座長が指定する期間とする。
  - 5 部会には、部会長及び副部会長を各1名置くものとする。
  - 6 部会長は、部会委員の互選により選出する。
  - 7 副部会長は、部会長が指名する。
  - 8 部会長は、部会を代表し、会務を総理するとともに、その経過及び検討結果を座長に報告する。
  - 9 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
  - 10 部会は、部会長が招集する。
  - 11 前条第2項から第5項までの規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 地域医療会議の庶務は、健康部地域医療連携推進担当課長が処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域医療会議の運営に関し必要な事項は、健康部長が定める。

付 則

この要綱は、令和4年9月9日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年10月25日から施行する。

別表（第3条関係）

医師会代表	5名以内
歯科医師会代表	2名以内
薬剤師会代表	1名
区内医療機関代表（高度急性期）	1名
区内医療機関代表（急性期）	1名
区内医療機関代表（回復期）	1名
区内医療機関代表（慢性期）	1名
医師会推薦	5名以内
訪問看護ステーション代表	1名
地域包括支援センター代表	1名
介護支援専門員代表	1名
学識経験者	2名以内
保険者代表	1名
健康部長	
福祉部長	